

お知らせ（お詫び）

ガス消費機器調査の期限超過及び未実施について

平素は当農協へ格別のご高配を賜りありがとうございます。

当農協では、ガス事業法に則り 4 年に 1 回以上の頻度でお客様の敷地内に設置されているガス消費機器の調査点検をいたしております。

この度、ガス消費機器調査の期限超過及び未実施があり国の監督機関より、ガス事業法で定められている 4 年に 1 回以上の頻度で実施すべきガス消費機器調査について、実施が遅延していると指摘されたことから、改善するよう指導がありました。

令和元年 12 月 16 日立入検査時 3 団地の調定件数 789 件のうち、317 件調査未実施、162 件調査期限超過がありました。

各団地毎の内訳は、次のとおりです。

千貫団地 163 件調査未実施、78 件調査期限超過

三色吉団地 154 件未実施

南前田団地 84 件調査期限超過

（今回対象の需要家様に対しましては、お詫びの文書を令和 2 年 3 月 13 日付で郵送いたしました。）

については当該指導を受け、現在までに、ご不在のご利用者宅を除き調査完了し、安心してご利用いただける状態となっております。

当農協といたしましては、今回の事態を招いたことに対しましては、極めて重く受け止めており、利用者の皆様にお知らせするとともに深くお詫び申し上げる次第であります。

今後は、同様の事案が発生しないようこれまで以上に業務及びコンプライアンス体制の強化を図り、再発防止に万全を尽くす所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

尚、ご不在で点検を受けていない需要家様につきましては当農協より再度ご連絡いたしますので、点検を受けて頂きますようお願い申し上げます。

令和 2 年 4 月 1 日

名取岩沼農業協同組合

代表理事組合長 佐藤 富志雄

この件に対するお客様のお問い合わせ先

経済部ガス課 022-384-5115